

## 招待講演

仲 真紀子（北海道大学教授）

仲 北海道大学の仲と申します。今日はどうもありがとうございます。私どもは、26の研究班でおよそ60人の研究者が一緒になって「法と人間科学」というプロジェクトを進めています。そのプロジェクトについて、面接技法の向上、被疑者取調べの録音・録画、本日は可視化ということがテーマですので、可視化、録音・録画がもたらす間接的な効果ということで面接技法の話をしていただきたいと思います。今、申し上げました「法と人間科学」というプロジェクトでは26の研究班、60名近くの研究者がこぞって研究をしている、その領域には4つありまして、法意識と教育、捜査手続き、裁判員裁判そして司法と福祉、こういう観点から研究を進めています。この中でも捜査手続きの中の取調べの可視化というのは大変大きな問題で、私どもも注目してきたところです。今日の30分の話ですが、可視化する、可視化ということに焦点を絞りまして、可視化することの利点と問題点、いわゆる議論されてきた利点と問題点、そして、これまでの取調べの指摘されている問題、それから可視化がなかった時代から、可視化へと段々進んできた、その道のりで心理学者が見た道のりということについて少しお話させていただき、それとともに進んできたのはより良い面接技法、単に録音・録画するだけではない、録音・録画するということは、適切な面接法で被疑者なり参考人なり、あるいは被害者から話を聞くということを含んでいる、それをセットで考えていくのがいいのではないか、そんなことで可視化への道のりより良い面接技法の話をしていただきます。特にその道のりの中で大きな役割を果たしたのは警察庁での取り調べの高度化研究会、それから警察大学校での取調べ技術総合研究センター、研修センターなどでの活動、そして、法務省の法制審議会などがあるかなと思って、少し触れたいと思います。

私の研究領域は、実験心理学に基づく、子どもから特に被害にあった虐待であるとか、色々な犯罪の被害に遭った子どもさんからどうやって正確な情報をより多く引き出すかという面接研究なんです。この面接研究が実は被疑者か

ら話を引き出す時に少し生かせるところがあるのではないかと考えております。そういうような観点から研究を行ってきた、そのうちの2つの種類の研究、得られる情報の量と質の問題、それから面接自体に関する見方の問題、面接でどういう情報を引き出したらいいのか、そういうことに関する研究を少し紹介したいと思います。ですので私の元々のメインテーマは子どもからの事情聴取なんですけど、被疑者からの話を聞くということもその内容に少し入ってくるのではないかなと思います。

まず、可視化の利点ですけれども、録音・録画することで、被面接者が話したことというのを正確に記録することができる。沢山話しても、多くの情報が得られてもそれが全部漏れることなく記録することができるという利点があります。ある研究によりますと、記録しないと、3分の2が失われてしまう。単にノートを取るだけですと40%が失われる。60%が失われる、そういう研究もあります。また、録音・録画することによって、適切な面接への動機付けができるのではないかと、不適切な面接を抑制し、そしてより適切な仕方でも話を聞くことで、被疑者も守られるし、取調官も守るということがあるのではないかと。検察と書きましたが、警察も検察もまた子どもから話を聞く児童相談所の職員もという話になります。また、録音・録画があれば、後で分析・検証できるということがあるかと思います。任意性の判断の材料に使ったり、効果的な面接や訓練の材料にしたり、また誤判があったという時には、誤判の原因の分析や防止策を見出すためにも使えるのではないかと。

一方、こういうところが問題であるということも多く議論されてきたんですね。これは法務省で出されました、「被疑者取調べの録音・録画の存り方について」という文書から取ってきたものなんですけど、当初、これは2010年のものなんですけど、捜査手続きが制限されるのではないかと、例えば調書を作成しない前提で供述を得た後、調書を作るように説得するような、そういう方法が使えない。まずは自白を求めて、そこまでは調書を作るということとはあまり言わないで、後で作っていく。あるいは取調官が自分のプライバシーを話して、私にもこういう体験があるんですよ、そんなことで関係性を持って相手から話を聞き出す。プライバシーを話して情報を得るという方法が使えなくなる、そういうことがこの文書には書かれています。また、録画があると、取調官が見

張られているという感じがあって士気が下がるのではないか、また被疑者自身が撮ってもらっては困る、恥ずかしいことだから撮って欲しくはない、あるいは組織犯罪で報復を恐れて撮って欲しくない、そういうことがある。また、被害者、あるいは関係者が望まない、例えば被疑者が語る被害者の色々な言動というのが被害者にとってはつらいことであり、それが録画に残るのを望まない、そんなことがあると書かれています。

ただ、この2つの考え方、左の方が利点でしょうか、右の方がその問題と比べてみますと、その利点、問題点というのが必ずしも1対1で対応するとは限らないですね。左側はどちらかというところと正確な記録を取るためのものとして、面接を位置づけている、定義づけている。可視化を行うということは、どんな情報、被疑者、あるいは参考人が嘘をついていても、本当のことを言っていないけれども、あるいは本当のことを話していても全部情報である。その面接室で語られることを全部もれなく集めて、後でその真偽を検討する、いわゆる情報収集アプローチとして捉えることができるのではないかと。右側の方は、やはり従来型の自白を取って、自白を取ることが重要で、その後、また、被疑者なりその他の参考人が知っている情報を得ることになる。自白を取ることになりますと、まずは説得をして、話すように色んな手練手管を使って、自白を求めて、その後情報収集をしていくというやり方も必要になる、そんなことを反映しているような問題点ということになるのかと思います。下にカメラが妨げとなる自白追求アプローチと書いたんですが、そういうような面接に対する見方があるのかなと思います。

ところが、そういった右側のような自白追求だけでいくということは全くないと思うんですが、そこだけを取り上げていくと、色んな問題が起きることもある。可視化の議論の原因となったいくつかの事件というのは、最近起こった足利事件であるとか、志布志事件であるとか、氷見事件であるとか、あるいは障害者郵便制度悪用事件と呼ばれているんですかね、こういう事件があると思います。どれも2009年、2007年、2007年、2010年あたりに終わっていて、その後、可視化の議論が出てきたと思うんですね。私は、その警察庁の取り調べの高度化に関わる研究会に委員として参加させていただきまして、色んな話を聞かせていただくということがありました。その中で事件のそういった被疑

者になられた方、それが実は冤罪であったと分かった、そういう人たちから話を聞くという機会がありました。足利事件の方が見えたり、これは志布志事件の被疑者になったという方です。ちょっと読み上げますと、自白を追求する、情報を得ると言ってもどうしても自白に制約された形での情報収集になってしまうというのがよく表れているかなと思います。これはご本人の話ですので、全部が全部事実かどうかということは置いておいて、被疑者であった方はこんな風に捉えておられていたということです。最初から犯人扱いだった、認めろ、やっていないと言っても耳に留めてくれない。答えず黙っていると、壁をペンでトントンと突く。机を足で蹴飛ばしてもう少しで身体に当たりそうだった。ポリグラフに掛けられ出ていると言われた。やっていないと言っても、捜査官が補助官にこれを見てみろ、きれいにしている、嘘をついていると言われてしまった。認めたら帰れる、認めないと地獄に落ちると言われた。認めろ、お前が認めなくても皆認めている。お前が認めなくても同じだと言われた。そんなことでやりましたと言った。抵抗をやめて一回やったと言った。すると一回ではないだろうと言った。二回ですか、違う。三回ですか、違う。四回ですか、そうだ分かっているだろうと言われた。お金ももらっているだろうと言われて、一万ですかというと、いや、ハンパではない。二万ですかというと、違う。三万ですか、そうだ。翌週は六万だと。取調官からヒントをもらいながら作っていくということになるんですね。これは最終的には冤罪だという風に分かったので、被疑者は虚偽の自白をしていたということになります。

もうひとつの氷見事件、これも同じような構造を持っています。最初から犯人扱い。なぜここに連れてこられたのか分かるな。あの日何をしたのか、と聞かれる。机をバンと叩き怒鳴る。一方的に責め続けられる。恐怖でいっぱいになった。三回目の取調べ、聞いてくれず、暑く気を失ったが終わらない。母の写真を持たせ、やっていないと言えるかと言われる。姉も認めている、お前がやったんだと言われ、はいと言ってしまった。逮捕後はひっくり返すな、はいか、うんしか言うなと言ひ、否認したら怒る。今後一切、ひっくり返しませんという上申書を書かせられた。ここで認めるわけですね。そしたら、その後はこの枠組みの中での情報収集が行われている。例えば、ブラジャーの色を聞かれる、強姦なんですね。ブラジャーの色を聞かれて、白と言うと違う。何度

もやり取りをして、黒ということになった。どんな刺繍があるかと聞かれ、刺繍があるんだなと思って、花と答えたら、当たってしまった、そうだなということで、それで決まった。想像できないことは教えてもらった。こういうことなんです。これはみんな冤罪だったということになるんです。

そういうことの反省があって2010年2月に捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会というのが警察庁で作られました。これは12人の委員が入りまして、学者、法学者、社会学者、心理学者、元検事さん、裁判官、警視庁、弁護士さんであるとか、こういった方たちが12人委員になったわけです。全部で23回の会合が行われました。私は心理学者ということで参加させていただき、本当に心理学の技法も役に立つんですよと、毎回毎回申し上げさせていただいたことがあります。2012年2月に最終報告書が作られ、この時点では半分の委員は可視化を進めて行ったらいい、心理学の観点から言えば、取調べの技法というんでしょうか、面接技法も上達させていきながら、面接を録音するのが大変有効であるという立場に立っていたんですが、半分は従来型の取り調べ、カメラを入れたら損なわれるものが多いという立場だったんですね。それで両論併記ということになったんですが、その一か月後、2012年3月に警察庁から出されました捜査手法、取調べの高度化プログラム、これはネットで落としてくることのできるもので、数ページ、3～4枚の文書なんですけど、大変今後の未来に向けての素晴らしい展望が述べられていまして、それは対象事件も拡大していこう、裁判員裁判対象事件、知的障害を有する被疑者の取り調べだけじゃなくて、否認事件等にも録音・録画を拡大していこう。それでこれは大変嬉しかったんですが、取調べ技術の体系化と研修、訓練の充実、心理学的な手法を取り入れることによって、取調べ技術の体系化を図っていこう、そんなことが述べられていました。もちろん、その科捜研、科警研、色んなところがありますから、そういうところで心理学者の背景を持たれる研究者の方たちの努力というのがあると思います。私も研究会の中では、心理学を取り入れた取り調べはすごく重要だと思います、こちらはブル先生がお書きになった『犯罪心理学ビギナーズガイド』、ここにはイギリスのPEACEモデルと言われる情報収集アプローチが分かりやすく出ているんですね。その本を翻訳しまして、委員の先生方に読んでいただきましたり、後は日本学術会議とい

う学者による会議があるんですが、そこで提言を作りまして、お配りしたりしました。また、私自身も PEACE モデルのことについて、もっと勉強したいと思ひまして、イギリスのサセックス州で3週間被疑者取り調べの研修を受けさせていただいて、その内容をご説明したりしました。大変、そういうこともよく聞いてくださひまして、プログラムという先ほどの数枚の文書が出た後、2012年の12月に警察庁から取調べ（基礎編）、これは参考人を対象にするということなんですが、取り調べ技法を表す教本が出てきたんですね。この下の図がそうです。これもダウンロードすることができますが、これはいわゆる認知心理学の技法、知見に基づいた認知面接という手法が取り入れられています。ざっくり言ひますと、本人に沢山話してもらって情報収集しようという手法なんですね。さらに2013年の5月には警察大の学校の中に取調べ技術総合研究・研修センターというのができて、幹部になられる方たちにこういう技法のトレーニングが行われているということがあります。法務省では、法制審議会で拡大の今、この間議論、結論、報告が出されたということがあるんですね。

こういうような流れの中なんですが、私どもは北大で司法面接研修というのを行っています。これは、先ほども言ひましたような被害を受けた子どもさん、被害を受けた可能性のある子どもさんからどういう風に事情聴取すればいいかのトレーニングを行っているんですね。被害児童がいれば、かわいそうになど思ひて、こういうこともあったんじゃないの、ああいうこともされたんじゃないのと聞いてしまひがちなんですが、それも誘導になって誤った情報を作り出してしまひということにもなってしまひます。そうではなくて、できるだけオープンに自発的な報告を得るとというのが司法面接と言われる面接法です。こちらは、受講者を表しているんですが、2008年からトレーニングを始めまして、2011年、ピンクのところは福祉、ソーシャルワーカー、児童相談所の職員です。青いところが警察官、検事さんなんですが、ちょうどこういった結論が出まして文書が出てた、教本が出てきた、その辺りから警察官、検事さんの参加が増えてまいりまして、2012年、2013年と多くの方々に受講していただいたり、私達が出向いてトレーニングをさせていただいたりしています。大体2日間の、丸1日、2日間の大変長いトレーニングになるわけですが、写真にありますように、面接演習をして、振り返り、演習をして振り返りをしながら、適切な本

人に話してもらおうという面接を体得していくわけなんです。

これは私たちが使っているプロトコルなのですが、単に話してくださいというだけでは被面接者はすぐには話せませんので、準備をして、導入を行い、グラウンドルールというのは約束事なんです、質問が分からなかったら分からないと言ってください。もしも面接者が間違ったことを言ったら、間違っているよと教えてくださいとそんなことを説明した上で、ラポール形成、これは信頼できる関係性とか、話しやすい関係性と言いますが、子どもの好きなことを話してもらって、リラックスしてもらって、それから出来事を思い出す練習、朝起きてからここに来るまでに何があったか全部話してください。そういう風にして話す練習をしてもらって、そして本題に入るわけですね。自由報告と書いてあるのは、じゃあ今日はどうしてここに来ましたかとか、何があってここに来ましたかということで、その内容を自発的に報告してもらおう。必要に応じて質問をして、最後は適切にクロージングする。確認をしたり、後はもっと話したいことはありませんかとか、質問ありませんかと聞いたりして終わりにする。こういった構造化された中で、自由報告と言っていますが、自発的な報告を得る、これが司法面接なんです。子どもの被害者を対象にしているわけなんです、実際にこういうトレーニングを行いますと、事前に比べて事後はオープン質問、お話ししてくださいというタイプの質問が増え、また、これは面接者と被面接者がどれぐらい話しているかを表しているんですが、事前は濃い方、面接者の発話が被面接者の発話よりも多いんですね。面接者の方が話しているんです。でも、トレーニングを受けると、被面接者、薄いピンクの方が話すようになるということがあります。また、ビデオを見てもらってその内容について面接を行う、そんなことをしますと、より正確な情報が得られやすくなる。要するにトレーニングを受けた後の面接でビデオの内容を聴取すると、より正確な情報が得られるということなんです。これは、各種類の質問がどれぐらいの情報を引き出すかということを表しているんですが、オープン質問、お話ししてください、それから、それからどうなったという形で話してもらおう方法ですと、多くの情報が出てきます。縦軸が長いんですね。これは、発話の量です。それからいつとか、誰とか、どことか WH 質問は中ぐらい、クローズ質問というのは A ですか、B ですかと言っている質問はより少なく、最後の誘導質問



というのは、タグ質問とも言いますが、何とかですよねという質問です。こうなりますと、はいとか、そうですとかいうことになってしまうわけです。

さて、ここまではソーシャルワーカーも含めた子どもを対象とした面接なんですけど、もう少し被疑者の方についてもお話をしたいと思います。先ほども申しましたように2011年から警察官、これは濃い青で書いてあります。それからブルーの薄い方が検事さんの参加も増えてきました。数で言いますと12年は150人、13年は200人近くということになります。2012年にトレーニングを受けられた警察官の先生方は全国の警察、県警とかに戻られて、そこで教養という形でこういう面接法のトレーニングをなさったりしているわけなんです。それに伴い、次は検事さんたちが来られるようになってきたんですが、そういう風になると被疑者取り調べの場面を心理学者が見てどう判断するか、そういう風な手法を生かして被疑者取調べの適切性を判断してほしい、コメントをしてほしい、そういう依頼も来るわけです。この表に挙げていますのは、被疑者の取調べなんですけど、2011年には1人だったのが、2012年、2013年7人、6人、面接の回数で言いますと、11年は2回だったのが12年、13年は10回ずつ、そしてまた被疑者取り調べ室に同席させていただいて、被疑者の隣で話を聞いて、面接の質問が適切かどうか、クローズド質問にばかりになっていないかどうか、あるいはモニターを通して、オンラインでというんですかね、見させていただいて、何か気を付けるべきところがあれば、コメントをすとか、そんなことをさせていただくようになっていきます。2013年から私は札幌にいますけど、札幌では5人の心理学者がチームを作りまして、適宜こういう少し問題があるかもしれない、例えば知的障害を持っておられてというような場合の被疑者取り調べには心理学者が外向いて、コメントさせていただいたり、アドバイスという大変おこがましいんですが、させていただくことをしております。

さて、先ほどのグラフ、面接研究のグラフなんですけど、もう一度この形をもう一回思い出していただいて、次を見てください。こちらは、旧例なんですけど、窃盗とか放火とか詐欺とか強制わいせつとか色んな事件の被疑者の方からの聴取です。そうやって聴取されたものを同じように、これは検事さんたちに、検事さんの面接でして、フィードバックとしてお返ししているものなんですけど、

こういった質問がこういった情報を引き出しているかということなんです。全く同じでオープン質問ですと、多くなると沢山の情報が出てくる。WH 質問では中ぐらい、クローズド質問だと少なくなってしまっていて、何とかですねという、はい、そうですとなるわけです。また、これは研修を受けられる前の聴取と受けられた後の聴取を比較しているわけなんです、これは後で加えたのでスライドにはないんですが、面接研修の前ですとオープン質問はほとんどない、ゼロですね。ですけれども、研修の後にはオープン質問も行われ、WH 質問も比較的行われ、Yes/No 質問が減ってくるということがあります。さらに、これは面接者と被面接者がどれぐらい喋ったかということを示しています。研修前の面接ですと、面接者がたくさん喋って、被面接者はあまり話していないわけなんです。しかし、研修後の面接ですと、面接者と被面接者が同じくらい、面接によっては被面接、被疑者の方ですね、被面接者の方が沢山話しているということになるわけです。大変、研修を受けることは効果的なんです。また、面接の構造を見ましても、何も、それまでの従来型の取調べですと、すぐに入って、聞いて、すぐに終わって、あまり構造がない。けれども、研修の後ですと、イントロダクション、導入から入って、人物確認、体調確認、録画説明、黙秘権、黙秘権と先任権はいつもあるわけなんです、そういう説明が行われ、またグラウンドルールとして、本当のことを話してください。分からない時には分からないと言ってください。間違っていたら間違っていると言ってくださいというような確認が行われます。そして本題に入り、終わる時にはきちんとクロー징が行われて、終了するということなんです。特定のプロトコルに沿っているわけではないんですが、そういうことが自発的に行われているということがあります。時間も押してきましたので、これがひとつの子供を対象とした面接法なんです、そういったトレーニングを受けることで、面接の形が少し変わってくる、情報収集をするということに対する意識が高まっていくという部分があるのかなと思います。

もうひとつ、紹介しなかったのは、これはやはりトレーニングに参加した心理学者、サイコロジストですね、臨床心理士、それからソーシャルワーカー、警察の方や検事さんなどの司法関係者、二つ研究が行われているので、それぞれ100人ずつ、各カテゴリーが30人ずつで100人、100人ぐらいなんです、

こういう方たちに調査をさせてもらっています。どんなのかと言いますと、面接の中でどういう情報を収集したらいいかということなんです。質問紙なんです、子供が「パパ叩いた」と言ったとする。それで面接を行うことにした。どういう質問をしたらいいかということなんです、研究1では、重要だと思われるものを7つか8つ選ぶ。二番目の研究では4件法で、「大変重要である」から「重要でない」まで点数をつける、そういう形で調査を行いました。一つの質問は、面接の中でどういう情報を収集すればいいのか。例えば、「パパ叩いた」ということでパパに関する情報、年齢とか職業とか特徴ですね。それから出来事に関する情報、パパの名前、時間や場所、叩かれた部位や一回か一回よりも多いのか、それから最後に叩かれた時の出来事、また加えて、もうちょっと臨床的に、日常的に福祉的にもどういう風に叩かれているか、子どもさんの気持ち、あるいはパパに対する子供の気持ちや家族の情報やニーズ、こんなことでどういうことを選んで聞いていったらいいか。また面接者から子どもに伝える情報としてどんなことがあったらいいのか。本当にあったことを話してください。分からないことがあったら、分からないと言ってくださいというグラウンドルール、それから話したくなかったら話さなくてもいいですよとか、あなたは悪くないとか、受容する、共感する、こういうような臨床的な部分、また面接者によるパパへの評価、パパは悪い人だね、パパは悪いことをやったとか、今後パパへしっかり指導しますからねといった対応や、何々さんとの約束は守りますよとか、あるいは面接者自身が私もこういう体験あったけどがんばってねとか、個人情報面接者が言うとか、こんな項目を設けまして、どういう情報が重要かということを探しました。

研修の前と後と比べるわけなんです、前と比べて、左側がパパに関する情報、真ん中が出来事に関する情報、右側が子どもさんの気持ちとか、家族情報とかニーズですね。挙がるのは真ん中の出来事情報が重要だという風にする点数があがって、気持ちとかニーズは、もちろん福祉的には重要なんだけど、面接の中で得る情報としては、重要度が低いという風に判断されるようになります。それから、こちらは伝達されるべき情報なんです、グラウンドルールの分からなかったら分からないと言ってください。全部話してください。こういったことが重要だと思われる割合がぐっと上がりまして、逆に話したくなけ


れば話さなくてもいいですよとか、あなたは悪くないですよとか、共感するか約束するというのは減ってくるということがあります。これは何を表しているかという、より気持ちの交流とか、福祉的な対応をどうするかというのを面接の中で面接者が決めながら話す、話を聞いていくのではなくて、まずは面接室の中で子供から最大限の出来事に関する、後で事実かどうかチェックできる情報を収集することに焦点が高まってきていることを表しているんですね。これは、被害者やその他の目撃者に関する聴取と同じで被疑者に関しても同じであり、こういうところにも研修を受けるところの効果、これも元はと言えば可視化なんですけど、効果があるのではないかなと思います。これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

司会 仲先生、どうもありがとうございました。


2014年7月21日  
取調べと可視化：新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学

## 面接技法の向上

一被疑者取調べの録音録画がもたらす間接的効果一




Makiko Naka, Hokkaido University  
mmaka@let.hokudai.ac.jp  
http://child.let.hokudai.ac.jp/



1

## 法と人間科学

【A01】 法意識と教育  
【A02】 捜査手続き [取り調べの可視化]  
【A03】 裁判員裁判  
【A04】 司法と福祉



2

## 概要

- 可視化することの利点と「問題点」
- 取り調べの問題
- 可視化への道程と、よりよい面接技法
  - » 警察庁：取り調べの高度化研究会
  - » 警察大学校：取調べ技術総合研究・研修センター
  - » 法務省：法制審議会
- 面接の研修
  - » 研究1：情報の質と量
  - » 研究2：面接に対する見方（面接で取り扱う情報）

3

## 可視化の「利点」

- 正確な記録，多くの情報：記録しないと2/3が失われる (Cauch et al., 2010; Lamb et al. 2000; Westera et al. 2013)
- 適切な面接への動機づけ：不適切な取調べを抑制，被疑者も警察も守る
- 分析，検証できる：任意性判断の材料，効果的面接・訓練，誤判原因の分析・防止策

4

## 可視化の「問題」

被疑者取調べの録音・録画の在り方について(法務省, 2010.6)

- 捜査手法が制限される：
  - » 調書を作成しない前提で供述を得た後，調書を作るよう説得する方法が使えない。
  - » プライバシーを話して情報を得る方法が使えない。
- 取調官：士気が下がる
- 被疑者が望まない：羞恥心，報復の恐れ
- 被害者・関係者が望まない：被害者のプライバシー

5

## 取調べの目的が異なる

- 正確な記録，多くの情報
- 適切な面接
- 分析，検証
- 調書を取らないと言っ  
て，後で取る
- プライバシーを話して  
情報を得る
- 捜査官の士気
- 被疑者：羞恥心，報復
- 関係者：プライバシー

嘘も含め、全客観的  
情報

「可視化は  
情報収集アプローチ

「カメラが妨げとなる  
白自追求アプローチ」

「白自を中心とした  
「真実」

6

### きっかけとなった事件

- 足利事件 (1990-2009)：無罪
- 志布志事件 (2003-2007)：12人 (1人死亡) が無罪
- 氷見事件 (2002-2005, 2007)：服役した後、再審無罪
- 障害者郵便制度悪用事件 (2008-2010)：無罪


7

### 可視化への道程

- 2010.2-2012.2 警察庁：捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
  - 委員：12+1名：学者（法学、社会学、心理学）、元検事（2）、元裁判官、元警察庁、元警視庁、弁護士（3）、ジャーナリスト（1+1）
  - 会合：23回
  - 2012.2 最終報告書 <https://www.npa.go.jp/shintyaku/keiki/saisyuu.pdf>
- 2012.3 警察庁：「捜査手法、取調べの高度化プログラム」  
[www.npa.go.jp/sousa/kikaku/20120329\\_1.pdf](http://www.npa.go.jp/sousa/kikaku/20120329_1.pdf)
  - 対象事件の拡大：裁判員裁判対象事件、知的障害を有する被疑者。否認事件等にも拡大する
  - 取調べ技術の体系化と研修・訓練の充実：「心理学的な手法等を取り入れることにより、取調べ技術の体系化を図る」<sup>10</sup>

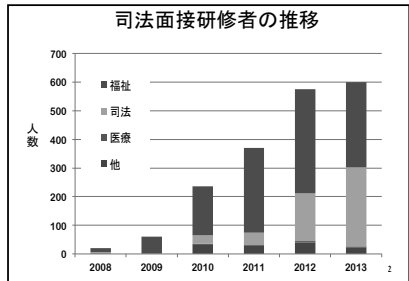
8

- 2012.12 警察庁：「取り調べ（基礎編）」
- 2013.5 警察大学校：「取調べ技術総合研究・研修センター」  
<https://www.npa.go.jp/keidai/keidai-en.html>
- 2014.7.9 法務省：法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会



- 自由再生質問
- 焦点化質問
- 選択式質問
  - 心的再現
  - 全ての報告
  - 逆行再生
  - 細部記憶の補助

11



### 北大司法面接研修

- 講義
  - 司法面接の概要
  - 記憶の発達と被暗示性
  - NICHDプロトコル
  - 補強証拠
  - 話さない子ども
  - 難しい質問
- 自由報告の練習
- DVDを見ての練習
- 面接の計画
- ロールプレイ
- 振り返り




11

### NICHD プロトコル (Lamb et al., 2007)

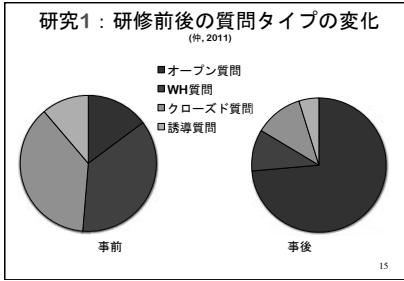
(National Institute of Child Health and Human Development)  
<http://nichdprotocol.com>

1. 導入
2. グラウンドルール
3. ラポール
4. 出来事を思い出す練習 (エピソード記憶の練習)
5. 自由報告 (本題への移行)
6. 回数, 7. オープン質問, 8. WHI質問
9. 【ブレイク】
10. クローズド質問
11. 確認：会話・目撃者・開示・問題となる事柄
12. クロージング

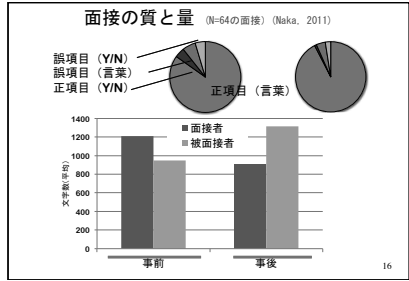


14

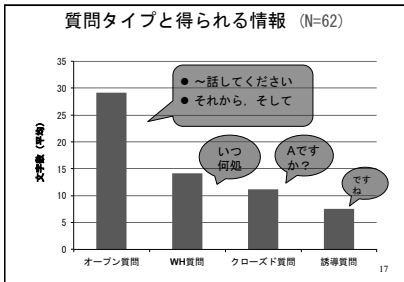
12



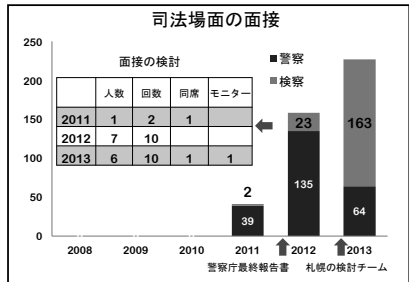
13



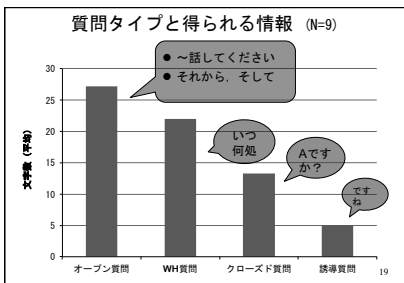
14



15



16



17

### 研究2：面接で扱う情報 (Naka, 2014)

- 参加者：専門家 87名 (研究2-1) , 110名 (研究 2-2)
  - » 心理：29名/39名
  - » 福祉：35名/33名
  - » 司法：23名/38名
- 訓練：NIGHD 司法面接 (Lamb et al., 2007)
- 質問紙：
  - » 子どもが「パパが叩いた」と言った。
  - » どのような情報を聴取すればよいか (15項目)
  - » どのような情報を伝えればよいか (12項目)
- 調査1：聴取する上で重要なものを7つ、伝えるべき5つを選択
- 調査2：4件法 (4：たいへん重要, 3：重要, 2：かなり重要, 1：あまり重要でない)

18

### 収集すべき情報

1. パパの年齢	9. 1回か1回よりも多いか
2. パパの職業	10. 最後に叩かれた時のこと
3. パパの特徴 (人格、病気、障害等)	11. 日常的に叩かれること
4. パパの意図	12. 子どもの気持ち (悲しい、怖い、不安等)
6. パパの名前	13. パパに対する子どもの気持ち (好き、嫌い、出て行ってほしい等)
7. 時間	14. 家族情報
8. 場所 (部屋、外等)	15. 衣食住に関するニーズ
9. 叩かれた部位	

19

### 伝えるべき情報

- 本当にあったことを話してください
- 質問がわからなかったらわからないと言ってください
- 知らないことは知らないと言ってください
- 間違ったことを言ったら、間違っていると教えてください
- 全部話してください グラウンドルール

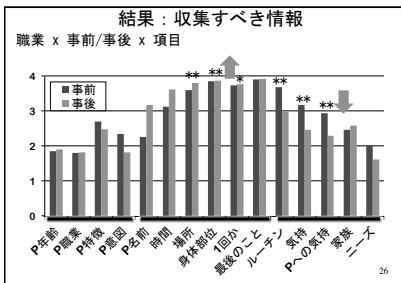
---

- 話したくないことがあれば、話さなくてもいいです
- あなたは悪くない 受容・共感
- 受容・共感 (痛かったね、大変でしたね等)

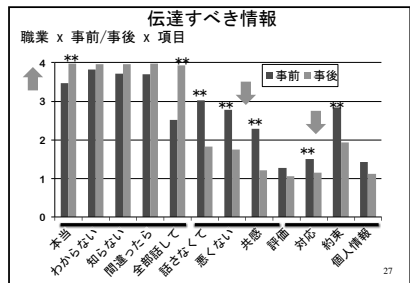
---

- 面接者によるパパの評価 (パパは悪いことをした等) 評価
- パパへの今後の対応 (指導、処罰等) 対応
- あなたとの約束は守ります 約束
- 面接者自身の個人的情報 (家族、趣味、類似の体験等) 個人情報

20



21



22

- ### 研究2より・・・
- 出来事情報の重要性vsカウンセリング的、福祉的なアプローチ (気持ち、ルーチン)。
  - グラウンドルールの重要性vs「たくさん話して」と言いながら「話さなくてもよい」も重要だとしている。
  - 研修は面接への見方を変化させる (事実に関する情報を収集することにより焦点化)
  - 職業による違いはあるか?

23

- ### まとめ
- 可視化することの利点と「問題点」
  - 取り調べの問題
  - 可視化への道程と、よりよい面接技法
    - » 警察庁：取り調べの高度化研究会
    - » 警察大学校：取調べ技術総合研究・研修センター
    - » 法務省：法制審議会
  - 面接の研修
    - » 研究1：情報の質と量
    - » 研究2：面接に対する見方 (面接で取り扱う情報)

24